

平成20年度 定時総会議案

日時 平成20年5月26日(月) 午後3時

会場 虎ノ門パストラル

議案

第1号 平成19年度事業報告承認の件

第2号 平成19年度決算報告承認の件

第3号 倫理規範の変更承認の件

第4号 平成20年度事業計画案承認の件

第5号 平成20年度予算案承認の件

第6号 役員を選任の件

社団法人 日本年金数理人会

平成19年度事業報告承認の件

1. 総会に関する事項

(1) 平成19年度定時総会

日時 平成19年5月21日 午後3時

会場 虎ノ門パストラル

議案 第1号 平成18年度事業報告承認の件
第2号 平成18年度決算報告承認の件
第3号 選挙管理規則の変更承認の件
第4号 平成19年度事業計画案承認の件
第5号 平成19年度予算案承認の件

原案どおり承認された。

(2) 平成19年12月臨時総会

日時 平成19年12月20日 午後3時

会場 社団法人日本年金数理人会 事務所

議案 第1号 理事の選任の件
第2号 平成19年度予算の変更承認の件

原案どおり承認された。

(3) 平成20年2月臨時総会

日時 平成20年2月21日 午後3時

会場 社団法人日本年金数理人会 事務所

議案 第1号 平成19年度予算の変更承認の件

原案どおり承認された。

2. 事業概況

(1) 創立20周年記念事業への取組み

創立20周年記念事業の具体的な準備活動推進

IAAのPBSS会議の準備

(2) 専門家としての役割・権限および責任の再確認と会員への周知徹底

倫理規範及び同細則の改定案の作成

倫理規範逐条解説及びQ&Aの作成

専門家としての規範遵守の徹底を図るため、実務研修会にて倫理規範逐条解説及びQ&Aの説明会を実施

(3) 企業年金の財政等に関する提言

「運用環境激変下の財政運営に関する研究会」中間報告の作成及び報告会の実施

「退職給付会計の国際的動向に関する研究会」第一次報告を作成

(4) 実務基準の改編、整備と周知徹底

企業年金関連の法令の改定等に即して、実務基準の迅速な制定、改編、整備と会員への周知徹底

「確定給付企業年金制度に関するQ&A」(「確定給付企業年金事例集」を改称)の作成及び会員向けに実務研修会にて説明を実施

「年金数理業務遂行上の留意点」に関して会員向けに実務研修会にて説明を実施

「退職給付会計に係る実務基準」の改定

(5) 年金数理の専門家としての業務水準の一層の向上、教育・研修の充実

特別講演会(平成19年5月21日)

演 題 「働く側から考える社会保障政策」

財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会 理事長 鷲尾 悦也 氏

第43回研修会(平成19年10月17日)

演 題 「第2回企業年金研究賞、優秀論文賞受賞記念講演会」

～中小企業への確定拠出年金、確定給付企業年金の普及実態と今後の課題～

第一生命経済研究所 桑原 寛 氏

演 題 「運用環境激変下の財政運営に関する研究会 中間報告会」

分科会報告

報告者 制度規制分科会：日興フィナンシャル・インテリジェンス 中田 正 氏

金融理論分科会：中央三井アセット信託銀行 杉田 健 氏

パネルディスカッション

司会 中央三井アセット信託銀行 杉田 健 氏

パネリスト 日興フィナンシャル・インテリジェンス 中田 正 氏

マーサー ジャパン 北野 信太郎 氏

日本格付研究所 福田 敬 氏

住友信託銀行 藤井 康行 氏

第44回研修会(平成20年1月11日)

演 題 「年金制度の課題と展望」

厚生労働省年金局 数理課長 山崎 伸彦 氏

第45回研修会（平成20年3月25日）

演 題 「年金制度改革と財政・税制」

早稲田大学 教授 宮島 洋 氏

実務研修会（平成20年2月28日、29日）

テーマ：21テーマ

2月28日

- | | |
|----------------------|---------------|
| ・「コンプライアンス検討特別委員会」 | 和田 貴一 氏 |
| ・「年金数理業務遂行上の留意点」 | 佐野 邦明 氏 |
| ・「金利の話」 | 鍛冶 篤 氏 |
| ・「公的年金財政」 | 武藤 憲真 氏 |
| ・「米国の年金制度」 | 小川 貴史 氏 |
| ・「IAS、FASの動向」 | 藤井 康行 氏 |
| ・「日本の人事制度の現状分析と将来展望」 | 東狐 貴一 氏 |
| ・「退職給付制度改革の事例」 | 田島 一郎 氏 |
| ・「英国の年金数理人の実務について」 | Jim Humphrey氏 |
| ・「数理ファイナンスの基礎」 | 小守林克哉 氏 |

2月29日

- | | |
|----------------------------------|---------|
| ・「日本経済の動向」 | 鳶峰 義清 氏 |
| ・「国際比較で見る所得格差と高齢化の動向」 | 石川 達哉 氏 |
| ・「欧州の年金制度」 | 田中 周二 氏 |
| ・「最新実務基準」 | 原田 俊丈 氏 |
| | 豊留 健 氏 |
| ・「年金デュエリジェンス」 | 堀田 晃裕 氏 |
| ・「米国の年金数理人、エンロールドアクチュアリーの実務について」 | 丘 敏霞 氏 |
| ・「アジア経済の動向」 | 門倉 貴史 氏 |
| ・「企業会計」 | 井上 雅彦 氏 |
| ・「新たな運用手法」 | 宮井 博 氏 |
| ・「少子高齢化の動向」 | 木村 剛 氏 |
| ・「企業年金に関する裁判例の動向(実務への影響を探る)」 | |
| | 池田 秀雄 氏 |
| ・「退職給付の内部統制」 | 三輪 登信 氏 |

年金数理自主研究会の実施（平成19年11月29日成果発表会）

テーマ：「退職給付会計の国際的な変革動向に関する一考察」

「適年制度の円滑な移行・終了に向けて」

「諸外国における企業年金の財政運営の比較」

(6) 企業年金の普及・発展に向けた年金財政に関する啓発事業
平成19年度能力判定試験の実施

・平成19年10月4日、5日に実施（申込者数：のべ169名）

能力判定試験による年金数理人の知識要件の認定が一部科目（年金数理、年金法令・制度運営）で開始

能力判定試験規則等の制定

大学院での寄附講座の実施

・早稲田大学理工学術院（平成19年9月～平成20年1月、講義＋試験、40名）

・大阪大学大学院基礎工学研究科（平成19年7月23日～25日・8月1日～3日、集中講義、39名）

・東京工業大学大学院社会理工学研究科（平成19年4月～7月、講義＋試験、60名）

大学教育の試験的導入として横浜国立大学で寄附講座「年金概論」の継続（平成19年10月1日～平成20年1月28日、講義＋レポート、146名）

大学院の正規講座に対する支援

・早稲田大学ビジネススクール（商学研究科）、東京理科大学大学院理学研究科での正規講座への講師推薦

・慶應義塾大学大学院理工学研究科、大阪大学大学院基礎工学研究科での来年度の正規講座への講師推薦

（7）調査研究の充実

「運用環境激変下の財政運営に関する研究会」による研究活動

「退職給付会計の国際的動向に関する研究会」による研究活動

年金文献資料の収集

「第3回企業年金研究賞」論文募集

（8）広報活動の充実・推進

会報等による広報活動の充実

・「年金数理人」の発行 No.19（平成19年8月）

No.20（平成20年2月）

ホームページの充実

・会員名簿の改定、会員のしおり掲載予定

対外的なPR活動の強化

・パンフレットを改定

（9）国内外の年金関係機関との情報交換等

国際会議への派遣

・IAA会議（メキシコシティ：平成19年4月）

・PBSS会議（ヘルシンキ：平成19年5月）

・IAA会議（ダブリン：平成19年10月）

年金、国際情報ネットワークの運営

- ・年金関係の国際会議の情報を適宜登録者へ配信
- 在京外国人年金専門家との交流会
- ・PBSS会議（ヘルシンキ）に向けての論文発表練習会（平成19年5月8日）
- ・オランダ・マーストリヒト大学のCris de Neubourg教授等による講演会（平成19年10月22日）
- ・PBSS会議（ボストン）に向けての論文発表練習会（平成20年3月24日）
- 平成20年5月4日～7日のPBSS会議（ボストン）への論文募集と派遣者の決定
- 厚生労働省、企業年金連絡協議会との情報交換実施
- 社団法人韓国損害保険協会からの来訪で、日本の企業年金について解説

(10) 長期ビジョンに基づいた具体策の検討

各委員会において長期ビジョンに基づく具体策を検討

(11) その他

会員のしおりの作成

会員名簿を冊子からホームページ掲載に変更、併せてホームページ会員名簿のセキュリティ強化を実施

新公益法人移行における検討課題整理

3. 理事会・委員会活動

(1) 理事会（13回）

平成20年度事業計画・予算案の決定

平成19年度予算の変更案の決定

各委員会の委員長、委員、研究会の座長、メンバーの選任

倫理規範細則第2条に定める判定会議の出席者の指定

評議員の交代について審議

理事の交代について審議

出納責任者の指名

選挙執行委員の選任

会員の入退会について審議

選挙管理規則、経理事務規則、事務所利用規程、倫理規範および同細則、海外出張旅費に関する内規の変更について審議

厚生年金基金実務基準、確定給付企業年金実務基準、厚生年金基金実務基準ハンドブック、退職給付会計実務基準の改定について審議

能力判定試験の実施について審議

大学院講座への講師派遣・推薦について審議

第3回企業年金研究賞について審議

IAA会議（ダブリン）（ケベック・シティ）への派遣について審議
PBSS会議（ボストン）へ向けての論文募集について審議
米国エンロールドアクチュアリー会議への派遣について審議
20周年事業（含、PBSS会議（東京））の準備について審議
公表している名簿の改廃について審議

（２）常任委員会

企画調整委員会（９回）

企業年金連絡協議会との情報交換実施（平成20年1月8日）
厚生労働省との情報交換会実施（平成19年4月25日、8月8日）
横浜国立大学での寄附講座「年金概論」の継続実施
新公益法人移行における検討課題整理

総務委員会（８回）

平成19年度定時総会資料の作成
平成19年度定時総会の開催（平成19年5月21日）
特別講演会の実施（平成19年5月21日）
臨時総会資料の作成
臨時総会の開催（平成19年12月20日、平成20年2月21日）
平成20年度事業計画・予算案の作成
平成19年度評議員会の開催（平成20年2月6日）

教育・研修委員会（９回）

研修計画の作成
実務研修会のテーマ・講師の選定及び会場の手配
会員向け研修会の実施（平成19年10月17日、平成20年1月11日、3月25日）
実務研修会の開催（平成20年2月28日、29日）
年金数理自主研究会の実施（平成19年11月29日成果発表会）

広報委員会（４回）

会報「年金数理人（第19号、20号）」の発行
広報活動の充実
・ 当会パンフレットの作成
インターネット・ホームページの活用

国際委員会（４回）

国際会議への派遣
・ IAA会議（メキシコシティ：平成19年4月）
・ PBSS会議（ヘルシンキ：平成19年5月）
・ IAA会議（ダブリン：平成19年10月）
在京外国人年金専門家との交流会
・ PBSS会議（ヘルシンキ）に向けての論文発表練習会（平成19年5月8日）
・ Cris de Neubourg教授等による講演会（平成19年10月22日）

- ・ PBSS会議（ボストン）に向けての論文発表練習会（平成20年3月24日）
年金、国際情報ネットワークの運営
- ・ 年金関係の国際会議の情報を適宜登録者へ配信
平成20年5月のPBSS会議（ボストン）への論文募集及び派遣者の決定
- 事務管理委員会（10回）
 - 会員のしおりの作成、配布
 - 会員名簿を冊子からホームページ掲載に変更、併せてホームページ会員名簿のセキュリティー強化を実施
 - 継続的な会員名簿更新の実施
 - 経理事務規則、事務所利用規程の改定
 - 事務の運営・管理
- 調査研究委員会（3回）
 - 「第2回企業年金研究賞」受賞者による記念講演会（平成19年10月17日、第43回研修会として実施）
 - 「第3回企業年金研究賞」の募集
 - 「論文担当小委員会」（1回）にて「第3回企業年金研究賞」の予備審査を実施
 - 「退職給付会計の国際的動向に関する研究会」（9回）報告書を作成
 - 「運用環境激変下の財政運営に関する研究会」（10回）中間報告の作成及び報告会（平成19年10月17日、第43回研修会として実施）
 - 年金文献資料の収集
- 実務基準委員会（3回）
 - 「確定給付企業年金制度に関するQ&A」（「確定給付企業年金事例集」を改称）の作成及び実務研修会での説明実施
 - 「年金数理業務遂行上の留意点」に関する実務研修会での説明実施
 - 厚生年金基金実務基準一部改定
 - 厚生年金基金実務基準ハンドブック一部改定
 - 確定給付企業年金実務基準一部改定
- 紀律委員会（1回）
 - 「コンプライアンス検討特別委員会」の活動報告を受け審議及び助言を実施
- 試験委員会（6回）
 - 平成19年度能力判定試験の実施
 - 平成19年度能力判定試験の採点及び合格者の決定
 - 能力判定試験による年金数理人の知識要件の一部認定開始を踏まえた、運営体制の充実・強化（試験委員会運営要領等の制定と試験委員の増強）

（3）特別委員会

- 退職給付会計実務基準合同検討会（7回）

「退職給付会計に係る実務指針」の改定
IAAのIAS19に関する実務ガイドライン草案の検討
企業会計基準委員会の退職給付専門委員会に参画（5回）

大学院教育推進特別委員会（2回）

3大学院（早稲田大学大学院理工学術院、大阪大学大学院基礎工学研究科、
東京工業大学大学院社会理工学研究科）での寄付講義の実施

早稲田大学ビジネススクール（商学研究科）、東京理科大学大学院理学研究
科での正規講座への講師推薦

慶應義塾大学大学院理工学研究科、大阪大学大学院基礎工学研究科での来
年度の正規講座への講師推薦

20周年事業推進本部（16回）

20周年事業の具体的な準備活動推進

PBSS会議（東京）の準備

コンプライアンス検討特別委員会（7回）

倫理規範改正案、倫理規範細則改正案、並びに倫理規範逐条解説及びQ&Aの
作成

「倫理規範に関する意見書」を理事会に提出

実務研修会にて倫理規範逐条解説及びQ&Aの説明会を実施

（4）選挙執行委員会（1回）

正副委員長の選任

平成20年度役員選挙の準備

4．評議員会について

開催日時：平成20年2月6日 午前11時

場 所：虎ノ門パストラル

審議事項：平成20年度事業計画（案）に関する件

5．会員の異動状況

（1）入会

正会員 8名

準会員 9名

（2）資格変更

準会員から正会員への変更 17名

(3) 退会

正会員	4名
準会員	8名

(4) 会員数 (平成20年3月31日現在)

所属法人	正会員	準会員	合計
信託銀行	161名	36名	197名
生命保険会社	114	32	146
政令指定法人	39	10	49
その他の法人	64	19	83
個人	64	6	70
合計	442	103	545

平成19年度決算報告承認の件

収支計算書

平成19年 4月 1日から平成20年 3月31日まで

(単位: 円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
入会金収入	[400,000]	[340,000]	[60,000]	
入会金収入	400,000	340,000	60,000	
会費収入	[50,700,000]	[52,510,000]	[1,810,000]	
正会員会費収入	44,000,000	46,700,000	2,700,000	正会員数の増加
賛助会員会費収入	500,000	500,000	0	
準会員会費収入	6,200,000	5,310,000	890,000	
事業収入	[10,450,000]	[9,334,870]	[1,115,130]	
研修会費収入	3,500,000	4,070,000	570,000	
講習会費収入	0	5,000	5,000	
懇親会費収入	1,200,000	870,000	330,000	
受験料収入	750,000	845,000	95,000	
特別積立金取崩	5,000,000	3,544,870	1,455,130	
雑収入	[5,000]	[109,825]	[104,825]	
受取利息収入	5,000	0	5,000	
雑収入	0	109,825	109,825	
事業活動収入計	61,555,000	62,294,695	739,695	
2. 事業活動支出				
事業費支出	[57,060,000]	[39,609,295]	[17,450,705]	
寄付金支出	1,730,000	1,300,000	430,000	
总会費支出	4,000,000	3,924,075	75,925	
研修会費支出	9,400,000	5,336,955	4,063,045	研修会資料の印刷費削減 研修会と優秀論文発表会の合同実施
講習会費支出	1,430,000	860,809	569,191	
広報・出版費支出	10,830,000	4,422,966	6,407,034	会報等の印刷費削減
委員会等費支出	8,550,000	6,303,497	2,246,503	試験関係費用の削減
調査研究費支出	11,120,000	8,916,123	2,203,877	国際会議出張費用の削減
特別積立金支出	5,000,000	5,000,000	0	
20周年事業費支出	5,000,000	3,544,870	1,455,130	翌年度以降への繰越
管理費支出	[15,030,000]	[17,069,182]	[2,039,182]	
事務所費支出	5,400,000	5,160,257	239,743	
賃借料雑費支出	1,400,000	1,703,101	303,101	
給料手当支出	6,050,000	6,359,428	309,428	
福利厚生費支出	430,000	507,727	77,727	
通信運搬費支出	800,000	956,314	156,314	
消耗品費支出	950,000	2,382,355	1,432,355	OA機器等の更新
事業活動支出計	72,090,000	56,678,477	15,411,523	
事業活動収支差額	10,535,000	5,616,218	16,151,218	
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
予備費支出	800,000	—	800,000	
当期収支差額	11,335,000	5,616,218	16,951,218	
前期繰越収支差額	18,831,004	18,831,004	0	
次期繰越収支差額	7,496,004	24,447,222	16,951,218	

貸借対照表

平成20年 3月31日現在

(単位： 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
1．流動資産			
現金預金	25,166,217	19,417,743	5,748,474
流動資産合計	25,166,217	19,417,743	5,748,474
2．固定資産			
(1) 特定資産			
特別積立金	45,404,707	43,949,577	1,455,130
特定資産合計	45,404,707	43,949,577	1,455,130
(2) その他固定資産			
敷 金	3,018,200	3,018,200	0
その他固定資産合計	3,018,200	3,018,200	0
固定資産合計	48,422,907	46,967,777	1,455,130
資産合計	73,589,124	66,385,520	7,203,604
負債の部			
1．流動負債			
未払金	529,323	491,631	37,692
預り金	189,672	95,108	94,564
流動負債合計	718,995	586,739	132,256
負債合計	718,995	586,739	132,256
正味財産の部			
1．指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2．一般正味財産	72,870,129	65,798,781	7,071,348
(うち特定資産への充当額)	(45,404,707)	(43,949,577)	(1,455,130)
正味財産合計	72,870,129	65,798,781	7,071,348
負債及び正味財産合計	73,589,124	66,385,520	7,203,604

正味財産増減計算書

平成19年 4月 1日から平成20年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金	[340,000]	[380,000]	[40,000]
受取入会金	340,000	380,000	40,000
受取会費	[52,510,000]	[50,940,000]	[1,570,000]
正会員会費	46,700,000	44,400,000	2,300,000
賛助会員会費	500,000	500,000	0
準会員会費	5,310,000	6,040,000	730,000
事業収益	[5,790,000]	[4,940,000]	[850,000]
研修会費	4,070,000	4,010,000	60,000
講習会費	5,000	0	5,000
懇親会費	870,000	930,000	60,000
受験料	845,000	0	845,000
雑収益	[109,825]	[11,044,750]	[10,934,925]
雑収益	109,825	11,044,750	10,934,925
経常収益計	58,749,825	67,304,750	8,554,925
(2) 経常費用			
事業費	[34,609,295]	[34,356,864]	[252,431]
寄付金	1,300,000	2,300,000	1,000,000
総会費	3,924,075	3,777,770	146,305
研修会費	5,336,955	7,941,016	2,604,061
講習会費	860,809	2,567,573	1,706,764
広報・出版費	4,422,966	4,582,111	159,145
委員会等費	6,303,497	5,983,981	319,516
調査研究費	8,916,123	7,204,413	1,711,710
20周年事業費	3,544,870	0	3,544,870
管理費	[17,069,182]	[25,601,523]	[8,532,341]
事務所費	5,160,257	15,109,792	9,949,535
給料手当	6,359,428	5,947,611	411,817
福利厚生費	507,727	511,398	3,671
通信運搬費	956,314	1,519,356	563,042
消耗品費	2,382,355	699,960	1,682,395
賃借料雑費	1,703,101	1,813,406	110,305
経常費用計	51,678,477	59,958,387	8,279,910
当期経常増減額	7,071,348	7,346,363	275,015
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	7,071,348	7,346,363	275,015
一般正味財産期首残高	65,798,781	58,452,418	7,346,363
一般正味財産期末残高	72,870,129	65,798,781	7,071,348
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	72,870,129	65,798,781	7,071,348

財 産 目 録

平成20年 3月31日現在

(単位： 円)

科 目	金 額		
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
普通預金 (みずほ銀行・本店)	25,166,217		
流動資産合計		25,166,217	
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
特別積立金 (みずほ銀行・本店)	45,404,707		
特定資産合計	45,404,707		
(2) その他固定資産			
敷 金	3,018,200		
その他固定資産合計	3,018,200		
固定資産合計		48,422,907	
資産合計			73,589,124
負債の部			
1. 流動負債			
未払金 (職員等に対する給与)	529,323		
預り金	189,672		
源泉所得税	111,548		
住民税	46,500		
社会保険料	31,624		
流動負債合計		718,995	
負債合計			718,995
正味財産			72,870,129

監査報告書

社団法人日本年金数理人会
理事長 山口 修 殿

平成 20 年 4 月 14 日
社団法人日本年金数理人会

監事 植 田 利 夫

監事 江 口 隆 裕

監事 藤 原 利 秀

私達は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの平成 19 年度の会計及び業務監査を実施し、次のとおり報告する。

1 監査方法と概要

- (1) 会計監査については、収支について帳簿及び関係書類を閲覧し、計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事会等の会議に出席し、理事から業務聴取し、さらに関係書類の閲覧を行い、業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支状況及び財政状態は、正しく表示しているものと認める。
- (2) 事業報告書の内容は、真実であるものと認める。
- (3) 理事の職務執行に関して、不正行為や法令もしくは定款違反の事実はないものと認める。

以上

倫理規範の変更承認の件

（変更理由）

専門家としての役割・権限および責任をより明確にするため、所要の変更を行う。

（変更内容）

変更後の倫理規範（案）は、別紙1のとおり。

（新旧対照表）

別紙2のとおり。

倫理規範（案）

われわれ年金数理人は、年金数理に関する専門家として、昭和 63 年 9 月の年金数理人制度の法制化以後、年金数理人の資質、社会的地位の向上及び品位の保持に努めると同時に、年金数理及びその関連業務についての技術の向上に取り組んできた。

年金の社会的使命の重要性が高まるとともに、年金数理人の専門的職能とその業務が関与する公共の利益の大きさがあらためて注目されており、年金数理人に対する期待はますます高まってきている。このような社会的要請に応え、年金数理業務に関する専門家としての年金数理人に対する社会的な信頼を不動のものとするため、社団法人設立を期して、ここに、倫理規範を制定する。

この倫理規範は、本会の会員がいかなる業態に所属しているかにかかわらず、年金数理業務を行うに当たって専門的技術を発揮して社会的使命を果たすために、会員が遵守すべき職業倫理に関する規範及びそれに違反した場合の処分について定めるものである。

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この倫理規範は、社団法人日本年金数理人会会員（以下「会員」という。）が遵守すべき行動規範及びこの規範に違反したときの処分に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 行動規範

（遵守義務）

第 2 条 会員は、年金数理業務の遂行に当たって、関係法令及び本会定款並びに本会が定める規則、実務基準を遵守しなければならない。

（信用保持）

第 3 条 会員は、その使命にかんがみ、年金数理人の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

（誠実義務）

第 4 条 会員は、年金数理業務の有する重要な社会的役割にかんがみ、つねに

公正の立場を堅持し、誠実にかつ細心の注意をはらって業務を遂行しなければならない。

(専門業務)

第 5 条 会員は、専門的職能人として業務を遂行するため、会員相互の研鑽その他を通じ自己の能力の向上に努めなければならない。

- 2 会員は、年金数理業務を依頼されたときは、自己の能力及び経験その他に照らして、その業務を引き受ける専門性を持っていると判断した場合でなければその業務を行ってはならない。また会員は、依頼された業務の遂行に必要な情報の取得に努めるものとする。

(利害の対立)

第 6 条 会員は、依頼された年金数理業務を公正に行うことに支障がないと判断した場合でなければその業務を行ってはならない。また、利害の対立が生じるおそれのある場合は、その内容を関係者に開示した上で、その業務を行わなければならない。

(業務責任の明示)

第 7 条 会員は、その行った年金数理業務について、業務の依頼者に対し自己の氏名及び資格を明示して報告を行わなければならない。また、求めに応じて、補足的情報を提供し或いは説明を行う用意があることを明示しなければならない。

- 2 会員は、前項の報告を行う場合には、会員の負うべき責任の範囲を明らかにしなければならない。

(守秘義務)

第 8 条 会員は、業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(報酬の源泉)

第 9 条 会員は、依頼者に対し、依頼を受けた特定の年金数理業務に関わる報酬の源泉を適切な時期に開示しなければならない。

第 3 章 懲戒規定

(処 分)

第 10 条 会員が第 2 条から第 9 条の規定に違反した行為を行ったとして、会員若しくは会員以外の者から処分申立てがあった場合は、その内容を審査し、必要である場合には理事長の名において以下の各号の処分を行う。

- (1) 訓告
- (2) 戒告
- (3) 定款第 10 条第 1 項の処分

2 前項において、違反した行為を行ったことにより処分の対象となる年金数理業務は、次の通りとする。

- (1) 厚生年金基金の数理計算業務及びその確認業務
- (2) 確定給付企業年金の数理計算業務及びその確認業務
- (3) 国民年金基金の数理計算業務及びその確認業務
- (4) 退職給付債務計算業務及びその確認業務

3 前項のほか、会員が禁固以上の刑に処せられた場合には、当該会員を第 1 号各号に定める処分の審査の対象とする。

(処分の申立て)

第 11 条 前条の処分の申立ては、理事長に対して書面で行わなければならない。

(判定会議)

第 12 条 前条の申立てがあった場合、理事長はその申立てが審査を開始する要件を備えているかどうかを判定する会議を招集する。

- 2 判定会議の出席者については細則で定める。
- 3 判定会議は全員の出席がなければ開催することができない。
- 4 判定は過半数の賛成で決する。
- 5 理事長は、判定の結果について、処分を申立てた者（以下「申立人」という。）に文書で報告しなければならない。

(紀律委員会)

第 13 条 前条の判定の結果、申立てを受理したときは、紀律委員会で処分の適否を審査し、処分を行うときはその内容を決定する。

(紀律委員会の開催)

- 第 14 条 紀律委員会は、理事長の要請に基づき委員長が招集する。
- 2 紀律委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することができない。
 - 3 申し立てられた事案について利害関係を有する委員は、規律委員会に出席することができない。

(紀律委員会の運営)

- 第 15 条 紀律委員会は、申立人及び処分を求められている会員 (以下「被申立人」という。) 本人若しくはその代理人から意見を聴取しなければならない。
- 2 紀律委員会は、参考人からの意見聴取など、その審査に必要と思われる手続きにより、事案の把握に努めなければならない。
 - 3 処分を行うには、処分の適否を審査する規律委員会に出席した委員の 4 分の 3 以上の賛成を必要とする。
 - 4 紀律委員会の運営については、前 3 項によるほか、別途理事会で定める細則による。

(不服審査会)

- 第 16 条 紀律委員会の審査結果若しくは処分結果について、申立人若しくは被申立人は理事長に対して異議を申し立てることができる。
- 2 異議の申立ては、紀律委員会の審査結果及び処分結果が申立人若しくは被申立人に通知されてから 60 日以内に文書で行わなければならない。
 - 3 前項の異議の申立てがあった場合には、理事長は、紀律委員会で決定された審査結果若しくは処分結果を再度審査するために、不服審査会を設置する。
 - 4 不服審査会の開催、運営については第 14 条及び第 15 条の規定を準用する。

(秘密の保持)

- 第 17 条 判定会議の出席者並びに紀律委員会及び不服審査会の委員は、会議出席者又は委員としての職務遂行上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(公 表)

- 第 18 条 第 12 条で定める判定の結果、審議を開始する要件を備えていなかった場合は、申立人名、被申立人名及び申立ての内容は公表しない。ただし、理事会がこれと異なる決定をした場合はこの限りではない。
- 2 紀律委員会及び不服審査会の決定については、その内容を会報等で公表しなければならない。ただし、理事会がこれと異なる決定をした場合はこの限りではない。

第 4 章 補 則

(疑 義)

- 第 19 条 会員は、この倫理規範の解釈に関して疑義が生じた場合、又はこの規範に規定がない事項について疑義が生じた場合、理事長にその疑義についての判定を求めることができる。ただし、第 15 条又は第 16 条により審査中の事項については、紀律委員会又は不服審査会の決定に従わなければならない。
- 2 前項の申し出があった場合、理事長は関係委員会に諮問しその答申を得た後、理事会の決議を得て判定を行う。

附 則

この倫理規範は、社団法人日本年金数理人会の成立の日から施行する。

附 則

この倫理規範の一部変更は、平成 14 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この倫理規範の一部変更は、平成 16 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

この倫理規範の一部変更は、平成 20 年 5 月 26 日から施行する。

倫理規範 新旧対照表

新（案）	旧
<p>前文（略）</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条（略）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 行動規範</p> <p>第 2 条 ～ 第 4 条（略）</p> <p>（専門業務） 第 5 条（略） 2 会員は、年金数理業務を依頼されたときは、自己の能力及び経験その他に照らして、その業務を引き受ける専門性を持っていると判断した場合でなければその業務を行ってはならない。また会員は、<u>依頼された業務の遂行に必要な情報の取得に努めるものとする。</u></p> <p>（利害の対立） 第 6 条 会員は、依頼された年金数理業務を公正に行うことに支障がないと判断した場合でなければその業務を行ってはならない。また、利害の対立が生じる<u>おそれのある場合は、その内容を関係者に開示した上で、その業務を行わなければならない。</u></p> <p>（業務責任の明示） 第 7 条 会員は、その行った年金数理業務について、<u>業務の依頼者に対し自己の氏名及び資格を明示して報告を行わなければならない。</u>また、求めに応じて、補足的情報を提供し或いは説明を行う用意があることを明示しなければならない。</p>	<p>前文（略）</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条（略）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 行動規範</p> <p>第 2 条 ～ 第 4 条（略）</p> <p>（専門業務） 第 5 条（略） 2 会員は、年金数理業務を依頼されたときは、自己の能力及び経験その他に照らして、その業務を引き受ける専門性を持っていると判断した場合でなければその業務を行ってはならない。また、<u>その業務遂行に必要な情報の取得に努めるものとする。</u></p> <p>（利害の対立） 第 6 条 会員は、依頼された年金数理業務を公正に行うことに支障がないと判断した場合でなければその業務を行ってはならない。また、利害の対立が生じる<u>恐れのある場合は、その内容が関係者に開示されていないならば、その業務を行ってはならない。</u></p> <p>（業務責任の明示） 第 7 条 会員は、その行った年金数理業務について、自己の氏名及び資格を明示して<u>報告しなければならない。</u>また、求めに応じて、補足的情報を提供し或いは説明を行う用意があることを明示しなければならない。</p>

新（案）	旧
<p>2（略）</p> <p>（守秘義務）</p> <p>第8条 会員は、<u>業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。</u></p> <p>（報酬の源泉）</p> <p>第9条 会員は、<u>依頼者に対し、依頼を受けた特定の年金数理業務に関わる報酬の源泉を適切な時期に開示しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 懲戒規定</p> <p>（処分）</p> <p>第10条 会員が<u>第2条から第9条の規定に違反した行為を行ったとして、会員若しくは会員以外の者から処分申立てがあった場合は、その内容を審査し、必要である場合には理事長の名において以下の各号の処分を行う。</u></p> <p>（1）訓告</p> <p>（2）戒告</p> <p>（3）定款第10条第1項の処分</p> <p>2 <u>前項において、違反した行為を行ったことにより処分の対象となる年金数理業務は、次の通りとする。</u></p> <p>（1）<u>厚生年金基金の数理計算業務及びその確認業務</u></p> <p>（2）<u>確定給付企業年金の数理計算業務及びその確認業務</u></p> <p>（3）<u>国民年金基金の数理計算業務及びその確認業務</u></p> <p>（4）<u>退職給付債務計算業務及びその確認業務</u></p> <p>3 <u>前項のほか、会員が禁固以上の刑に処せられた場合には、当該会員を第1項各号に定める処分の審査の対象とする。</u></p>	<p>2（略）</p> <p>（守秘義務）</p> <p>第8条 会員は、<u>業務の遂行上知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らしてはならない。</u></p> <p>（収入源）</p> <p>第9条 会員は、<u>依頼を受けた特定の年金数理業務に関わる報酬の源泉について、依頼者に適切な時期に開示しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 懲罰規定</p> <p>（処分）</p> <p>第10条 会員が<u>行動規範に違反した行為を行ったとして、会員若しくは会員以外の者から処分申立てがあった場合は、その内容を審議し、必要であるならば理事長の名において以下の各号の処分を行う。</u></p> <p>（1）訓告</p> <p>（2）戒告</p> <p>（3）定款第10条第1項の処分</p>

新(案)	旧
<p>第11条(略)</p> <p>(判定会議)</p> <p>第12条 前条の申立てがあった場合、理事長はその申立てが審査を開始する要件を備えているかどうかを判定する会議を招集する。</p> <p>2～5(略)</p> <p>第13条(略)</p> <p>(紀律委員会の開催)</p> <p>第14条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 <u>申し立てられた事案について利害関係を有する委員は、紀律委員会に出席することができない。</u></p> <p>(紀律委員会の運営)</p> <p>第15条 紀律委員会は、申立人<u>及び</u>処分を求められている<u>会員</u>(以下「被申立人」という。)本人若しくはその代理人から意見を聴取しなければならない。</p> <p>2 紀律委員会は、<u>参考人からの意見聴取など、その審査に必要と思われる手続により、事案の把握に努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>処分を行うには、処分の適否を審査する紀律委員会に出席した委員の4分の3以上の賛成を必要とする。</u></p> <p>4(略)</p> <p>(不服審査会)</p> <p>第16条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 前項の異議の申立てがあった場合には、理事長は、<u>紀律委員会で決定された審査結果若しくは処分結果を再度審査するために、不服審査</u></p>	<p>第11条(略)</p> <p>(判定会議)</p> <p>第12条 前条の申立てがあった場合、理事長はその申立てが審議を開始する要件を備えているかどうかを判定する会議を招集する。</p> <p>2～5(略)</p> <p>第13条(略)</p> <p>(紀律委員会の開催)</p> <p>第14条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 <u>利害関係のある委員は出席することができない。</u></p> <p>(紀律委員会の運営)</p> <p>第15条 紀律委員会は、申立人と処分を求められている<u>者</u>(以下「被申立人」という。)の<u>双方の</u>本人若しくはその代理人から意見を聴取しなければならない。</p> <p>2 紀律委員会は、<u>適宜参考人の意見の聴取を行うなど、審査に必要と思われることを実施して実状の把握に努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>処分の適否の審査において処分を行うためには、出席した委員の4分の3以上の賛成を必要とする。</u></p> <p>4(略)</p> <p>(不服審査会)</p> <p>第16条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 前項の異議の申立てがあった場合は、<u>紀律委員会で決定された審査結果若しくは処分結果を再度審査するために、理事長は不服審査会を</u></p>

新（案）	旧
<p>会を設置する。 4（略）</p> <p>（秘密の保持） 第17条 判定会議の出席者並びに紀律委員会及び不服審査会の委員は、<u>会議出席者又は委員としての職務遂行上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。</u></p> <p>（公表） 第18条 第12条で定める判定の結果、審査を開始する要件を備えていなかった場合は、申立人名、被申立人名及び申立ての<u>内容は公表しない。</u> ただし、<u>理事会がこれと異なる決定をした場合はこの限りではない。</u></p> <p>2 紀律委員会及び不服審査会の決定については、その内容を会報等で公表しなければならない。ただし、<u>理事会がこれと異なる決定をした場合はこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 補 則</p> <p>（疑義） 第19条 会員は、この倫理規範の解釈に関して疑義が生じた場合、又はこの規範に規定がない<u>事項について疑義が生じた場合、理事長にその疑義についての判定を求めることができる。</u> ただし、第15条又は第16条により審査中の事項については、紀律委員会又は不服審査会の決定に従わなければならない。</p> <p>2 前項の申し出があった場合、理事長は関係委員会に諮問しその答申を得た後、<u>理事会の決議を得て判定を行う。</u></p>	<p>設置する。 4（略）</p> <p>（秘密の保持） 第17条 判定会議の出席者並びに紀律委員会及び不服審査会の委員は、<u>その業務上知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らしてはならない。</u></p> <p>（公表） 第18条 第12条で定める判定の結果、審議を開始する要件を備えていなかった場合は、申立人名、被申立人名及び申立ての<u>内容を公表してはならない。</u> ただし、<u>理事会の了承を得た場合はこの限りではない。</u></p> <p>2 紀律委員会及び不服審査会の決定については、その内容を会報等で公表しなければならない。ただし、<u>理事会の了承を得た場合はこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 補 則</p> <p>（疑義） 第19条 会員は、この倫理規範の解釈に関して疑義が生じた場合、又はこの規範に規定がない<u>事項で倫理規範に関して疑義が生じた場合、理事長に申し出てその判定を受けることができる。</u>ただし、第15条又は第16条により審査中の事項については、紀律委員会又は不服審査会の決定に従わなければならない。</p> <p>2 前項の申し出があった場合、理事長は関係委員会に諮問しその答申を得た後、<u>理事会の議決を得て判定を行う。</u></p>

新(案)	旧
<p data-bbox="411 282 507 320">附 則</p> <p data-bbox="153 383 738 461">この倫理規範の一部変更は、平成20年5月26日から施行する。</p>	

平成20年度事業計画案承認の件

1. 基本方針

確定給付企業年金や確定拠出年金が普及する中、厚生年金基金も含めた企業年金制度の改正要望が各方面から出され、企業年金研究会等において検討が進められている。このような動きは、従業員の老後の所得保障の一翼を担うものとして企業年金制度の重要性がより一層増しているからに他ならない。適格退職年金については、平成24年3月末で廃止されるが移行の期限が迫っており、多くの制度が残存している現状では、この円滑な移行は社会的に大きな課題である。また国際会計基準への統合に向けて、今後、現行の遅延認識から即時認識への移行など抜本的な会計基準の変更も予想されるが、これらの変更は確定給付型企業年金制度に大きな影響を与えることが懸念される。

このような大きな変革期に対し、当会は年金の専門職能集団として、自らの公共的・社会的使命を深く認識し、高い倫理観と厳しい規範遵守の精神を再確認し、これらを徹底するとともに、これまでの実践的な取り組みに加えて、社会のニーズに即応した活動を展開していかなければならない。

また、公益法人制度改革関連法の施行に備え、当会もその準備に向けた対応を積極的に行っていく必要がある。

さらに、平成21年に当会は創立20周年の節目を迎えるにあたり、IAA（国際アクチュアリー会）のPBSS（年金・社会保障）会議の招致をはじめとする20周年記念事業の円滑な開催に向け、着実な準備活動を推進していく。

加えて、今後の年金数理人のあり方など長期的なビジョンを踏まえ将来を展望する中で、企業年金の一層の普及・発展に向けた積極的な活動を展開していく。

2. 事業計画

上記の基本方針のもと、定款第4条に規定されている事業として具体的に次の事業を推進するが、特に（1）～（5）の事業については今年度の重点事業として取組みを強化する。

（1）創立20周年記念事業への取組み

- ・ 創立20周年記念事業の本格準備始動
- ・ IAAのPBSS東京会議の大会テーマを確定し、論文募集等の活動開始

（2）公益法人改革への対応

- ・ 新たな公益法人への移行検討

- (3) 専門家としての役割・権限および責任の再確認と会員への周知徹底
 - ・ 専門家としての規範遵守の徹底を図るため、コンプライアンスの継続教育と周知徹底を推進

- (4) 企業年金の財政等に関する提言
 - ・ 海外の企業年金改革、国際的な会計基準の改正の動向を踏まえ、今後の企業年金のあり方について検討、提言

- (5) 実務基準の改編、整備と周知徹底
 - ・ 企業年金関連の法令の改定等に即して、実務基準の迅速な制定、改編、整備と会員への周知徹底を推進
 - ・ 確定給付企業年金制度に関する Q&A(「確定給付企業年金事例集」を改称)の活用と更新ルールの明確化

- (6) 年金数理の専門家としての業務水準の一層の向上、教育・研修の充実
 - ・ 参加型研修の継続等実践的な教育・研修の強化・充実

- (7) 企業年金の普及・発展に向けた年金財政に関する啓発事業
 - ア 能力判定試験
 - ・ 能力判定試験の充実と運営体制の強化
 - ・ 年金数理人資格要件化対象科目の拡大への取組み
 - イ 大学院等への支援
 - ・ 大学院(早稲田大学、東京工業大学)での年金数理の寄付講座の継続と見直し
 - ・ 早稲田大学ビジネススクール(商学研究科)と東京理科大学大学院の正規講座への講師派遣等の支援継続
 - ・ 大阪大学大学院と慶應義塾大学大学院の正規講座への講師派遣等の支援開始
 - ・ 大学教育の試験的实施(横浜国立大学)の継続
 - ウ 啓発活動
 - ・ 企業年金連合会等の事業への協力
 - ・ 企業年金の啓発活動

- (8) 調査研究の充実
 - ・ 企業年金全般に関する調査研究の実施
 - ・ 年金文献資料の収集
 - ・ 特定のテーマについての研究会活動

- (9) 広報活動の充実・推進
 - ・ 会報等による広報活動の充実

- ・ ホームページの充実
- ・ 対外的な PR 活動の強化

(1 0) 国内外の年金関係機関との情報交換等

- ・ IAA 会議への積極的参画
- ・ 厚生労働省、企業年金連絡協議会等との情報交換の実施

平成20年度予算案承認の件

収 支 予 算 書

平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日まで

(単位：千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
入会金収入	[400]	[400]	[0]	
入会金収入	400	400	0	
会 費 収 入	[53,000]	[50,700]	[2,300]	
正会員会費収入	47,500	44,000	3,500	正会員数の増加
賛助会員会費収入	500	500	0	
準会員会費収入	5,000	6,200	1,200	
事業収入	[10,750]	[10,450]	[300]	
研修会費収入	4,000	3,500	500	
懇親会費収入	900	1,200	300	
受験料収入	850	750	100	
特別積立金取崩	5,000	5,000	0	
雑 収 入	[0]	[5]	[5]	
受取利息収入	0	5	5	
雑 収 入	0	0	0	
事業活動収入計	64,150	61,555	2,595	
2. 事業活動支出				
事業費支出	[45,602]	[57,060]	[11,458]	
寄付金支出	1,700	1,730	30	
總會費支出	4,000	4,000	0	
研修会費支出	7,500	9,400	1,900	研修会資料の印刷費用削減
講習会費支出	1,360	1,430	70	
広報・出版費支出	7,240	10,830	3,590	前年度は「確定給付企業年金事例集」の作成に伴うもの
委員会等費支出	9,354	8,550	804	
調査研究費支出	9,448	11,120	1,672	
特別積立金支出	0	5,000	5,000	特別積立金支出を停止
20周年事業費支出	5,000	5,000	0	
管理費支出	[15,200]	[15,030]	[170]	
事務所費支出	5,200	5,400	200	
賃借料雑費支出	1,400	1,400	0	
給料手当支出	6,120	6,050	70	
福利厚生費支出	480	430	50	
通信運搬費支出	850	800	50	
消耗品費支出	1,150	950	200	
事業活動支出計	60,802	72,090	11,288	
事業活動収支差額	3,348	10,535	13,883	
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
予備費支出	800	800	0	
当期収支差額	2,548	11,335	13,883	
前期繰越収支差額	24,447	18,831	5,616	
次期繰越収支差額	26,995	7,496	19,499	

役員を選任の件

平成20年4月1日に告示いたしました役員選挙につき、役員候補者数が定員と同数だったため、選挙管理規則第11条の規定に基づき、役員選挙は実施しないこととし、同規則第16条第3項の規定に基づき、当該役員候補者が無投票で当選した。

理事

(敬称略、五十音順)

氏名	所属法人名
井上 修二	三井生命保険株式会社
上原 尚	住友生命保険相互会社
大山 義広	中央三井アセット信託銀行株式会社
小島 孝一	株式会社第一生命経済研究所
佐々木 淳	明治安田生命保険相互会社
佐々木 政治	株式会社みずほ年金研究所
佐野 邦明	三菱UFJ信託銀行株式会社
山東 健治	りそな信託銀行株式会社
鈴木 博司	日本生命保険相互会社
中田 正	日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社
枇杷 高志	あずさ監査法人
藤井 康行	住友信託銀行株式会社
松原 良	ヒューイット・アソシエイツ株式会社
水上 孝	企業年金連合会

以上14名

監事

(敬称略、五十音順)

氏名	所属法人名
植田 利夫	中央三井アセット信託銀行株式会社
江口 隆裕	国立大学法人筑波大学
藤原 利秀	富国生命保険相互会社

以上3名